

平成27年(家)第4824号

審 判

本 籍 埼玉県越谷市越谷1-1-1

住 所 埼玉県越谷市越谷1-1-1

申 立 人 鈴 木 花 子

申立代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

本 籍 申立人の本籍に同じ

最後の住所 申立人の住所に同じ

被 相 続 人 鈴 木 太 郎  
(平成27年1月25日死亡)

上記申立人からの相続の承認又は放棄期間伸長申立事件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

申立人が被相続人亡鈴木太郎の相続について承認又は放棄する期間を平成27年7月25日まで伸長する。

平成27年4月20日

さいたま家庭裁判所 越谷支部

家事審判官 ○ ○ ○ ○

これは謄本である

前同日同庁

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印